

## 第11回教育委員会臨時会 案件表

### ○ 日 時

令和4年11月22日（火）

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第33号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例」の制定依頼について

(資料1)

資料 1	
------	--

議案第 33 号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 22 日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。



練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和4年10月11日）に基づき、区立幼稚園教育職員に対する月例給および特別給の改定を行う。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

(2) 勤勉手当の改正

勤勉手当の年間支給月数をつぎのとおり改正する。

ア 現行

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	1.025月 (0.500月)	1.025月 (0.500月)	2.05月 (1.00月)
管理職員	1.225月 (0.600月)	1.225月 (0.600月)	2.45月 (1.20月)

※支給月数の（）内は、再任用職員の支給月数。

イ 令和4年度分（改正後）

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	1.025月 (0.500月)	<u>1.125月</u> <u>(0.550月)</u>	<u>2.15月</u> <u>(1.05月)</u>
管理職員	1.225月 (0.600月)	<u>1.325月</u> <u>(0.650月)</u>	<u>2.55月</u> <u>(1.25月)</u>

ウ 令和5年度以降分（改正後）

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	<u>1.075月</u> <u>(0.525月)</u>	<u>1.075月</u> <u>(0.525月)</u>	<u>2.15月</u> <u>(1.05月)</u>
管理職員	<u>1.275月</u> <u>(0.625月)</u>	<u>1.275月</u> <u>(0.625月)</u>	<u>2.55月</u> <u>(1.25月)</u>

(3) 期末手当の改正

令和5年度以降の3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期および12月期に均等配分するため、一般職員および管理職員（定年前再任用短時間勤務職員等を含む。）の期末手当の支給月数の改正を行う。

ア 現行

	期末手当			
	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	1.05月 (0.60月)	1.10月 (0.65月)	0.25月 (0.10月)	2.40月 (1.35月)
管理職員	0.85月 (0.50月)	0.90月 (0.55月)	0.25月 (0.10月)	2.00月 (1.15月)

イ 令和5年度以降（改正後）

	期末手当			
	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	<u>1.20月</u> (0.675月)	<u>1.20月</u> (0.675月)		2.40月 (1.35月)
管理職員	<u>1.00月</u> (0.575月)	<u>1.00月</u> (0.575月)		2.00月 (1.15月)

3 施行期日

(1) 給料表の改定

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(2) 勤勉手当の改正

ア 令和4年度分

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

イ 令和5年度以降分

令和5年4月1日から施行する。

(3) 期末手当の改正

令和5年4月1日から施行する。